

習志野市教育委員会会議録
(令和7年第7回定例会)

- | | | | | |
|---|------|---|---|---|
| 1 | 期 日 | 令和7年7月23日(水)
市庁舎5階委員会室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時25分 | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長
委 員
委 員
委 員 | 小 熊
高 橋
馬 場
鎌 田 | 隆
浩 之
祐 美
尊 人 |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長
学校教育部参事
学校教育部・生涯学習部技監
学校教育部次長
生涯学習部次長
教育総務課長
学務課長
保健体育安全課長
指導課長
総合教育センター所長
学校給食センター所長
社会教育課長
生涯スポーツ課長
中央公民館長
中央図書館長
学校教育部主幹
学校教育部主幹
学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small>
学校教育部主幹
学校教育部主幹
学校教育部主幹
学校教育部主幹
生涯学習部主幹
生涯学習部主幹
生涯学習部主幹
学務課主任管理主事
指導課主任指導主事
指導課主任指導主事
総合教育センター主任指導主事 | 三 角
佐々木
塩 川
渡 辺
越 川
早 川
寺 嶋
江 住
春 名
青 野
水 嶋
河 栗
忍
伊 東
岡 野
石 井
藤 代
袴 田
鈴 木
新 井
鶴 岡
松 田
松 浦
高 田
勇
鈴 木
櫻 井
坂 井
渡 辺 | 寿 人
博 文
潔
雅 和
智 子
誠 貴
耕 一
敏 也
拓 也
孝 幸
りえ子
太 一
貴 弘
尚 志
重 吾
義 之
薫
武 志
貴 幸
理 香
佑 介
裕 美
史 浩
賢 子
依 子
建 史
智 之
祐 介
明日子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和7年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 令和6年度教育費予算の繰越しについて
- (3) いじめ重大事態に関する再調査報告書について

第3 議決事項

- 議案第26号 令和7年度教育費予算案(9月補正)について
- 議案第27号 令和8年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

第4 協議事項

- 協議第1号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(3)並びに議案第26号を非公開とし、議案第26号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和7年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和7年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和6年度教育費予算の繰越しについて (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

議案第27号 令和8年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)
(学務課)

小熊教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、高橋委員の除斥(退席)を求めた。

< 高橋委員 退席 >

鈴木学務課主任管理主事

議案第27号「令和8年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)」について、説明する。本件は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された、教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。選定に至るまでの経緯については、学習の連続性、生徒の実態や各教科書の内容等を十分考慮し、学校内の各教科部会や各教科主任等による会議での検討の後、校長による、公正かつ公平な選定が行われた。

資料1ページ目から5ページ目を御覧いただきたい。教科ごとに選定した令和8年度使用の教科書を掲載している。昨年度から全ての学年が使用する教科書は、新学習指導要領へ移行している。黄色の網掛は、令和8年度から変更する教科書となっている。白枠は、昨年度と変わらずに使用する教科書を記載している。また、右側の欄にそれぞれの教科書の選定理由を記載している。

資料6ページ目を御覧いただきたい。変更する教科書についてである。普通科では、理科の物理基礎、化学基礎、芸術の美術Ⅰ、書道Ⅰ、書道Ⅱ、外国語の英語コミュニケーションⅠ、論理・表現Ⅱ、情報の情報Ⅰの合計8冊の変更である。商業科では、「財務会計Ⅰ」、「財務会計Ⅱ」の2冊の教科書が変更となる。

資料2ページ目を御覧いただきたい。変更する教科書について、教科を抜粋して説明する。普通科については、物理において、図や写真が大きく、授業用補助データも充実しているので選定した。化学においても、図や写真が大きく、視覚的に分かりやすく、説明も丁寧である。また、コラムが充実しており、副教材にセミナーがあるなど、高度な学習にも適していることから選定した。

資料4ページ目を御覧いただきたい。外国語については、英語コミュニケーションⅠ、論理・表現Ⅱの教科書2冊で、デジタル教材や副教材も充実しており、さまざまな学習スタイルに柔軟に対応できる点も大きな特長である。また、二次元コードを使った音声再生で、ディクテーション等のリスニングも充実しているため選定した。

資料5ページ目を御覧いただきたい。商業科からは、「財務会計Ⅰ」、「財務会計Ⅱ」の2冊の教科書が変更となる。「財務会計Ⅰ」では、章立てがシンプルで、授業の展開が作りやすく、内容ごとに、必ず例題が設定されており、生徒の理解に役立つ構成であるため選定した。「財務会計Ⅱ」では、文章が簡潔で図解が多く、仕訳作成の思考プロセスが丁寧に記載されているため、理解を深めやすい工夫がされているので選定した。その他の教科書も選定理由を右の欄に記載しているので御覧いただきたい、と概要を説明

小熊教育長

習志野高等学校の教科用図書について、閲覧の時間を設けることとする、と発言

各委員が、各教科書を閲覧

馬場委員

商業科の「財務会計Ⅰ」と「財務会計Ⅱ」は、出版社が違うようだが、出版社を揃えて、関連性を持たせる必要はなく、それぞれで判断しているということか、と質問

鈴木学務課主任管理主事

出版社は関係なく、教科部会において、各教員が閲覧し、分かりやすいものを選定している、と回答

鎌田委員

前年と変更がない教科書についても、改訂はされているのか、と質問

鈴木学務課主任管理主事

改訂は度々されている。毎年、教科部会等で閲覧し、より良いものになっていれば改訂されたものを選定する、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

議案第27号の審議が終了したため、高橋委員の除斥を解除した。

< 高橋委員 入室 >

協議第1号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(教育総務課)

早川教育総務課長

協議第1号「令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。点検・評価の法的根拠についてだが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条に、教育委員会は、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することと規定されている。また、同法第25条第2項の定めにより、本案件は、教育長に委任することができない事務となっていることから、毎年、教育委員会会議にて御協議いただき、最終的に議決をいただいているものである。今年度においても、今回の教育委員会会議で御協議いただき、8月の教育委員会会議で議決をいただいた後、市議会に提出する予定となっている。

スライド番号3を御覧いただきたい。次に、点検・評価の対象についてだが、本市教育の長期計画である「習志野市教育振興基本計画」の年次計画にあたる「教育行政方針」に基づく取り組みが対象となる。現行の「習志野市教育振興基本計画」は、令和2年度から実施していることから、今回の点検・評価の対象となる令和6年度は、計画実施5年目の取り組みということになる。この「令和6年度教育行政方針」を基に、担当課が事業を実施し、その結果について、点検及び評価を実施している。さらに、今回行っている点検・評価の結果を、次年度の予算編成に生かすことでPDCAサイクルを回すこととなっている。

スライド番号4を御覧いただきたい。点検・評価したものについては、法令でも定められている

が、その客観性を確保するために、教育に関する学識経験を有する方の知見を活用している。今年度も2名の学識経験者に依頼した。榎英子氏は、社会教育及び幼児教育に造詣が深く、現在は、淑徳大学総合福祉学部教育福祉学科の教授を務めている。村田均氏は、習志野市立第三中学校長を歴任され、現在も市内小中学校の公開研究会の講師を務めている。2名の学識経験者からいただいた御意見の内容は、大きく分けて2点挙げられる。1点目は、成果指標についての御意見である。こちらは、御意見を検討し、可能なものは今回の報告書に追記、修正した。2点目は、今後の取り組みに対する御示唆や御意見である。こちらについては、これからの施策の実施にあたって参考にさせていただき、次年度の行政方針へ反映させていきたいと考えている。

スライド番号5を御覧いただきたい。点検・評価の方法についてである。点検・評価は、令和6年度教育行政方針で掲げている45施策について、成果指標に照らして実施した。成果指標は、「習志野市教育振興基本計画」に示した成果指標、基準値、目標値、そして目標値に対する令和6年度の達成状況を実績値として表記している。また、施策によっては、新たな成果指標を設定した。既に実績値が目標値を達成している場合や成果指標と取り組みが対応していない場合、ずれが生じてしまっている等の場合には新たに指標を追加した。

スライド番号6を御覧いただきたい。点検・評価についてだが、各施策には、それぞれ1から5の小施策があり、それぞれの達成状況を3段階で評価する。各小施策の達成状況を「◎」を3点、「○」を2点、「△」を1点と換算し、その合計点と教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めてAからDの4段階で評価している。

スライド番号7を御覧いただきたい。施策の評価については、Aは十分取り組めたもの、Bは概ね取り組めたもの、Cは課題があり、概ね取り組めたとはいえないもの、Dは全く取り組めなかったものとなる。特に、前年度と比較し、新たな取り組みや大きな成果があったものなど、特筆すべきものをAと評価している。

スライド番号8を御覧いただきたい。今回の点検・評価では、45施策中、評価Aが7、評価Bが38、評価C、評価Dはなかった。なお、青く着色されている箇所が評価Aとなる。

スライド番号9を御覧いただきたい。評価がAであった施策の一例を紹介する。施策14「食育の充実と安全・安心な学校給食の実施」では、小施策の「地産地消の推進」、「安全な給食の提供」、「第3子以降の学校給食費の無償化」の達成状況が、それぞれ「○」から「◎」になり、評価がBからAになった。その中でも、市内の小中学校において、地元の食材を取り入れた給食の献立やそれに係る食に関する指導を行い、地産地消の推進を図ったこと、また、令和5年1月から第3子以降の学校給食費の無償化を開始し、令和6年度は、市内の小中学校の児童生徒の保護者にも周知を図ることができた。

スライド番号10を御覧いただきたい。施策32「子どもの居場所づくりの推進」では、放課後子供教室を新たに鷺沼小学校に開設し、1校増えて11校での実施となった。令和7年度に津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に放課後子供教室を開設するよう準備を進めてきた。また、新たに、責任者であるコーディネーターを対象とした研修会を実施するとともに、児童を対象としたアンケートを実施し、職員の資質向上と児童の意見を反映する運営に努めた。したがって、評価Aとしている。なお、放課後子供教室については、令和8年度に実籾小学校、令和9年度に谷津小学校に開設し、市内の全ての小学校に開設するよう準備を進めている。以上が評価Aの一例である。

スライド番号11を御覧いただきたい。この点検・評価は、毎年行うものであり、現行の教育振興基本計画の進捗状況の形成的評価という側面がある。しかし、今回の学識経験者からの成果指標についての御意見は、現在着手している、令和8年度からの新たな教育振興基本計画の策定に向けて、どのような視点で指標を設定すべきか、大変参考となるものであった。なお、学識経験者からいただいた評価の詳細については、点検・評価報告書の92ページから100ページに記載している、と概要を説明

鎌田委員

各施策の評価は自己評価と聞いているが、例えば、学識経験者から、その自己評価が覆るような、御意見や御示唆はあるのか、と質問

早川教育総務課長

御指摘のとおり、この評価については基本的には担当課が自己評価を行い、それを教育総務課が全体の整理を行っている。その中で、学識経験者に客観的な視点から見ていただいたが、結論としては、大きく評価を変えるまでの御指摘はなかった。全体的な御意見としては、実際に行ったことが記載されていないということである。例えば、総合教育センターが不登校対策として、公民館に出張し、あいあい広場を開催しているが、その実施状況に触れられていないので、しっかり記載する必要があるという御指摘があった。また、学校でホームページを作っているが、その中に、児童生徒の顔や名札が掲載されており、個人が特定できてしまうといったリスクがあるので、しっかりと対応するよう御指摘をいただいた。各学校で対応している場合もあるが、今後に向けて、やはり教育委員会として、1つの決まりを設けるべきとの御指摘をいただいた、と回答

鎌田委員

自己評価をストイックに行っているということが良く理解できた、と発言

馬場委員

点検・評価報告書40ページ目の基本方針3施策(1)、いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展について質問したい。校内適応指導教室の小中学校への設置の割合について、令和7年度の目標値は小中学校100%と設定しているが、実績値は、中学校は100%だが、小学校は62.5%となっている。小学校の学びの多様化学校を設置する理由として、適応指導教室が全ての小学校に設置されていないためであると説明された記憶があるが、今後も100%を目指していくのか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

学びの多様化学校については、学校という位置付けになるので、そこに学籍を移し、時間割等を設定して授業を受けていくことになる。学校という場に行って勉強することを目指している。校内教育支援センターについては、不登校だけではなく、教室に入れない児童の避難の場であったり、そういった児童の対応という部分も踏まえて、全校への配置を目指して準備をしている。現在、小学校では教育相談員による運営ができていた校内教育支援センターが12校となっているので、引き続き全校配置を目指して、努力していきたいと考えている、と回答

馬場委員

教育相談員の増員はしっかりとできるのか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

来年度に全校配置というわけにはいかないが、引き続き予算要望をしながら、また、様々な方面に声をかけ、人材探しにも努めていきたいと考えている、と回答

高橋委員

全体的にしっかりと進められているが、私の専門に関わるところで、非常に気になる部分があるので質問したい。点検・評価報告書50ページ目の基本方針4施策(3)、健やかな体を育む教育の推進に、小中学校の歯科治療率が掲載されているが、実績値を見ると、基準値を下回っており、

目標値に到達できそうにない状況である。これについて何か事情があるのか、説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

学校での歯科検診の後に治療勧告を行っている。その勧告を何度も繰り返し行っているが、歯科治療率が上がっていない実情があるので、今後も課題として取り組んでいきたいと考えている、と回答

高橋委員

小学校が59.8%、中学校が40.5%という数値だが、歯科検診を行う意味は、異常を見つけ早期に治療するためである。学校で手間と費用をかけて健診を行っても、4割、5割程度しか、実際には治療を行っていないのでは意味がないと思うが、これについてはどのような認識を持っているのか、と質問

江住保健体育安全課長

歯は一生大切なものなので、治療については、家庭の責任において行っていただきたいと考えている。学校によっては、フッ化物洗口など、様々な取り組みをしているところだが、今後、歯に異常があると歯科医から指摘をされた場合は、学校や教育委員会としても、治療の推進をしていきたいと考えている、と回答

高橋委員

この数値は絶対的に見ても、納得できない。また、全国的に見ても、良い数値ではないと思う。治療勧告をされていても、子どもが歯医者に行かないということは、私の知るところでは、保護者の意識や、あるいは経済的な問題がある場合、または、歯医者が近くにないなどの、環境の問題がある場合である。そのように考えると、習志野市は、全国的に見ても非常に有利であり、歯科治療率がもう少し高くなっても良いはずだが、このように数値が低いということに私は納得できない。先程、江住課長が答弁されたように、治療勧告書や要受診通知を出すということが、全国的に定番となっており、それらを出さなければ、検診を行う意味がないと思う。しかし、それではなかなか、保護者や子どもの意識が変わらないのではないかと。つまり、治療勧告書を何度出しても治療しないということに悩むのではなく、小さい頃から、歯の健康が生涯にわたり大事になってくるということを教育する必要があるのではないかと。私が知っているケースでは、歯科検診を行うときに、子どもに自分の歯を自分で検診させ、それをもとに、歯医者で診てもらい、自分で思っていたとおり、ここが虫歯になっているという指摘をされると、子どもの意識が随分と変わることがある。保護者にも考えがあるのかもしれないが、管理的に治療をするように伝えても、やはり内面を変えていくように、歯の大切さを教育的にアプローチしなければ、解決しないのではないかと。繰り返しになるが、習志野市は全国的に見ても有利な場所であるのにもかかわらず、歯科治療率が低いのは、ソフト面での、教育的な支援が欠けていることを示しているのではないかとと思うが、いかがか、と質問

江住保健体育安全課長

現状の数値を見ると、様々な対策が必要であることを理解している。習志野市においても、歯科医師会と協力をして、ポスターコンクールや標語コンクールを行っているが、やはり学校の保健の授業における保健指導において、歯を大切にすることをしっかりと植えつけながら、治癒率の向上に取り組んでいきたいと考えている、と回答

小熊教育長

教育のソフト面の部分について、もう少し詳しく説明していただきたい、と質問

渡辺学校教育部次長

保護者への周知については、毎年、新1年生になる前の10月下旬から11月頃に、就学時健康診断を行っている。併せて学校説明会を行っているが、その中で、学校歯科医をお呼びし、保護者向けに、歯の大切さについて説明している。また、各学校において、歯磨きがしっかりとできているかを確認するために、歯垢染め出しを行っており、その結果を各自が家庭に持ち帰り、歯磨きの大切さについて学んでいる。その他、全ての学年というわけではないが、市の担当課の方に来ていただき、歯磨き教室を行ったり、先程、歯科健診の後に、治療勧告を行うとあったが、そのことについて、例えば、保健だよりにおいて、治療を行うように促したり、夏休みのしおりの中で、夏休み期間を利用して、歯医者に行くように促したりするなど、保護者に向けて、なるべく早く治療をするようにアプローチしているところである、と回答

小熊教育長

先程、高橋委員から御指摘があったように、歯の健康については、改めてしっかりと取り組まなければならないと私自身も感じた。最近では少なくなってきたが、以前は校長が学校経営の中で、歯科治療における治癒率について、データ分析をしていたときもあったので、そういったことも含めて、今一度、しっかりと取り組みたいと考えている、と発言

馬場委員

同じ施策の小施策③、児童生徒・教職員の健康管理について質問したい。教職員健康診断を、県費負担任用講師も受診できるようになったという記載があるが、右の欄の今後に向けた課題・方針の中に、健康診断及び精密検査の受診については、管理職からの勧奨を継続し、受診もれがないよう確認を行うとある。これは、必ず受けなければならないものではないということなのか、と質問

江住保健体育安全課長

健康診断については、必ず受診をするように、管理職に通知が来るようになっており、各職員が、どこで人間ドックや集団健診を受診するのかを確認することになっている、と回答

馬場委員

受診をしていない人がいるという事実はあるのか、と質問

江住保健体育安全課長

受診が義務づけられていることから、そういった事実は確認していない、と回答

小熊教育長

点検・評価報告書40ページ目の基本方針3施策(1)、いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展について、いじめと不登校を一緒にしている理由を教えてください、と質問

櫻井指導課主任指導主事

いじめと不登校を一緒にしている理由だが、いじめによる不登校もあるので、それぞれ両極として捉えて対応していく必要があるため、1つの項目として設定していると私自身は認識している、と回答

小熊教育長

説明を聞いていて、やはりそれぞれの施策で評価Aを目指す必要性は絶対にあると思っている。もちろん点検・評価の中で、評価Cとなったものについては、手を打っていかねばならないが、そういった意味では、このいじめと不登校は非常に大きな課題を抱えており、それぞれにしっかりと施策を考えていく必要がある。項目として、いじめと不登校が一緒になっていることによって、施策の進め方が難しいと感じているので、今後、この項目については、検討しなければならないと考えている、と発言

高橋委員

小熊教育長の質問で思い出したが、何年か前は、いじめ防止教育として、いじめの傍観者にならないための授業を盛んに小学校等で行っていたと思うが、現在はどのような状況になっているのか教えていただきたい、と質問

渡辺総合教育センター主任指導主事

毎年、脱いじめ傍観者教育として、小学校5年生、中学校1年生を対象に、外部指導者をお呼びして、授業を行っている、と回答

高橋委員

全学校の全クラスが対象ということか、と質問

渡辺総合教育センター主任指導主事

全ての市立小中学校である、と回答

高橋委員

安心した、と発言

鎌田委員

点検・評価報告書57ページ目の基本方針5施策(3)、1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開について質問したい。「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合の目標値が100%を目指すとなっているが、平成30年度の基準値が小学校6年生6.3%、中学校3年生5.5%で、実績値としては小学校6年生7.5%、中学校3年生9.8%となっている。どのように推進していくのかにもよるとは思うが、目標値には到底達していないと思う。単純に見ると、これは評価Bで良いのかと思うが、いかがか、と質問

青野総合教育センター所長

タブレット端末をほぼ毎日使用している授業の割合についての数値となっている。基本的に毎日使うことを目標にしているところだが、調査結果については、小学校6年生7.5%、中学校3年生9.8%であり、目標とは乖離がある状況となっている。現在、新たな学習支援ソフトの導入や、新たなデジタルドリルの検討、また、各教員の研修を進めていく中で数値を上げていけるよう、鋭意取り組んでいる状況である。こちらについては、確かに、数字的な乖離はあるが、第6回定例会において報告したとおり、教員のICT活用指導力の状況が改善していることなども踏まえ、目標値には到達していないが、評価Bとさせていただいた、と回答

鎌田委員

決してICTを推進していないわけではないが、毎日タブレット端末を使用する必要があるのかと

感じており、懐疑的な立場である。目標値については、もう少し具体的に細かく設定すれば、この項目を100%としなくても良いのではないかと考えている。この施策がなかなか進まないことは理解できるが、ICTを活用する場面としない場面について、項目を細かく設定した方が分かりやすいのではないと思う、と発言

小熊教育長

各委員から御意見があったとおり、自己評価であるということの難しさはあるが、やはり教育委員会としてもより良くしていくために、厳しく目標設定をしていき、しっかりと取り組めれば、高い評価をつけ、取り組めなければ、厳しい評価をつけていくという姿勢で取り組んでいきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜報告事項(3)並びに議案第26号については非公開。
ただし、議案第26号については令和7年8月28日をもって、
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第26号 令和7年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第26号「令和7年度教育費予算案(9月補正)について」、説明する。提案理由にあるとおり、体育館空調設備設置に係るインフレスライド条項に基づく工事請負費の増額及び旧鶺田家住宅茅葺屋根葺替工事の設計委託料について、令和7年度9月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目の1番から4番の事業概要等欄を御覧いただきたい。国土交通省が令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し、公表したことに伴う賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置であるインフレスライド条項に基づく、契約金額の変更を行うにあたり、予算が不足することから、増額補正を行うものである。事業費は合計で2,877万円である。エアコン工事の現在の状況について説明する。現在、工事を順次実施している。工事の内容としては、体育館の内側と外側に機器を設置する工事と、それをつなぐ排気管を敷設する工事を主に行っている。これらの工事が終わった後に、試運転を行ったうえで、使用が可能になる。実際にいつから使えるのかが1番の話題になるかと思うが、現在の予定では、1番早く使えるようになるのが、習志野高校の第1体育館であり、8月から9月の間に使用開始できると考えている。次に、袖ヶ浦体育館が10月から11月の間に使用開始できると想定している。中学校については、10月から順次使えるようになり、時間の幅はあるが、年明けの2月には全ての中学校での使用開始を予定している。小学校については、11月から年明け2月までの間に全ての小学校での使用開始を予定している。遅くとも、令和8年2月までには、全ての施設でエアコンが使用開始になる予定となっている。なお、大久保小学校については、体育館の新築工事をしており、令和8年6月にエアコンが完備された状態で完成する予定である。次に、5番の旧鶺田家住宅維持管理費についてである。旧鶺田家については、茅葺屋根の傷みが顕著であり、煉瓦の面が水平ではなく凹凸がある状態であることや、雨漏りが生じていること、また、茅が損傷している影響により、L字型の谷部分の屋根の銅板が落下するという事象も発生しており、安全性の観点から、早急に葺替工事を実施するにあたり、設計を行うことから、増額補正を行うものである。事業費は、310万2,000円である。

全体の事業費は、3,187万2,000円であり、こちらを市長に申し入れるものである、と概要を説明

馬場委員

東部体育館にエアコンは設置されているのか、と質問

早川教育総務課長

東部体育館は、平成6年度に建設されたものだが、エアコンは設置されている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

報告事項(3) いじめ重大事態に関する再調査報告書について

(指導課)

報告事項(3)は終了した。

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言